

随意契約理由書

1 業 務 名	工事情報等共有システム構築業務（2019年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、阪神高速道路株式会社（以下、「当社」という。）における工事及び業務の契約中及び契約完了後の情報（以下、「工事情報等」という。）を受発注者間で共有するためのシステム（工事情報等共有システム）の構築及び試行を目的に、基幹となる工事情報等管理機能、電子決裁機能及び他システム連携機能等の構築を行うものである。</p> <p>本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、当社の業務、積算・諸技術基準、各仕様書、管理規定等に精通し、また、当社の道路管理等データを取り扱う情報システム群とその仕様を熟知し、情報システム群の連携を行う能力を有した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、本業務に求められる要件である特殊な知識（道路管理等データを取り扱う情報システム群とその仕様の熟知）、能力（情報システム群の連携）及び実績を有し、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社の契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとする。